

かつらぎ町男女共同参画基本計画【第3次】

**『いつでも』、『どこでも』、  
笑顔の花咲く  
かつらぎ町**

令和4年4月

かつらぎ町

# はじめに

少子高齢化やライフスタイルの多様化、経済のグローバル化など、近年の急激な社会情勢の変化の中、豊かな生活と社会の持続発展のためには、男女が互いの人権を尊重し、性別にかかわらず、多様な生き方を認め合うとともに、すべての人が個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が不可欠です。

かつらぎ町では、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)の理念に基づく男女共同参画社会の実現を図るため、平成15年及び平成24年に「男女共同参画基本計画」を策定し、家庭や地域、学校、職場でのあらゆる場面において男女が平等に参画できる社会の実現に向け、固定的性別役割分担意識等の払拭のため様々な施策を進めてきました。

しかしながら、男女共同参画社会を実現するためには未だ解決できていない様々な課題が残されています。

この度、近年の男女を取り巻く環境の変化に対応し、残された課題及び新たな課題の解決に向けて取り組むため、ここに「かつらぎ町男女共同参画基本計画(第3次)」を策定しました。

本計画では、基本理念である

## 『いつでも』、『どこでも』、笑顔の花咲く かつらぎ町

の実現に向けて、男女共同参画の視点から町における諸施策と連携し、社会情勢の変化に伴う課題や震災の教訓を生かした取り組みを加え、より一層の推進を図る内容としております。

男女共同参画の推進のためには、町民、事業所、関係団体の皆様と町がそれぞれの役割を担い、一体となって取り組むことが重要です。本計画に対する一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたり、貴重なご意見をいただきました町民の皆様、関係団体の皆様に心からお礼申し上げます。

令和4年4月

かつらぎ町長 中阪 雅則

## ( 目 次 )

1. 計画の基本的な考え方 .....	1
(1) 計画改訂の趣旨 .....	1
(2) 計画の目的 .....	3
(3) かつらぎ町の目指す男女共同参画社会の姿 .....	3
(4) 計画の基本理念 .....	3
(5) 計画の基本目標 .....	4
(6) 重点施策 .....	4
(7) 計画の期間 .....	4
(8) 計画の性格・位置付け .....	5
(9) 計画の体系 .....	6
(10) 計画の推進について .....	7
2. 計画の内容 .....	8
基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくりと社会づくり .....	8
重点施策1 広報・啓発の推進 .....	8
重点施策2 学校教育等における男女平等に関する保育、教育、学習の推進 .....	9
重点施策3 男女共同参画の意識を高める生涯学習の充実 .....	11
重点施策4 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進 .....	12
基本目標Ⅱ 男女が安心・安全に暮らせるまちづくり .....	14
重点施策1 防災分野における女性の参画拡大 .....	14
重点施策2 高齢者福祉の充実と社会参加の促進 .....	15
重点施策3 障害福祉の充実と社会参加の促進 .....	16
重点施策4 生涯を通じた健康づくりの推進 .....	16
基本目標Ⅲ 男女がともに働きやすい環境づくり .....	17
重点施策1 雇用における機会均等と職場における差別のない待遇の確保 .....	17
重点施策2 ワーク・ライフ・バランスを推進する条件や制度の整備充実 .....	18
重点施策3 子育て支援の充実 .....	19
基本目標Ⅳ 男女間のあらゆる暴力のない社会づくり .....	20
重点施策1 女性に対する暴力の根絶に向けた基盤づくりと社会的認識の徹底 .....	20
重点施策2 ドメスティック・バイオレンス(DV)対策の推進 .....	20
重点施策3 ハラスメント及びストーカー行為防止対策の推進 .....	21
3. 男女共同参画関連用語の説明 .....	22
4. 資料 .....	26
男女共同参画社会基本法 .....	26

# 1. 計画の基本的な考え方

## (1) 計画改訂の趣旨

かつらぎ町は、平成15年及び平成24年に「男女共同参画基本計画」を策定し、「男女が共に社会のあらゆる分野に、対等なパートナーとして、参加・参画し共に責任を担い、お互いの人権が尊重され、生まれてよかった、住んでよかったと言える“まちづくり”男女共同参画社会実現」を目指して、計画的に施策を推進してきました。

しかしながら、女性の「政策決定や意思決定過程」への参画、男性の「子育てや介護問題」への参画など、十分とはいえない状況が見受けられます。また、職場や家庭、地域においては、依然として固定的な性別役割分担意識も潜在的に残っています。

国においては、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が施行されて以降「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平成13年)や「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(平成19年)が策定されるなど、社会全体で取り組むべき課題の解決に向け、各施策が推進されています。さらに、平成27年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が公布され、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性とその個性と能力を充分発揮できる社会の実現が目指されており、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みは、より具体的なものになってきています。

また、世界的にも、国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(平成27年)が採択され、持続可能な環境や社会を実現するために、「誰一人取り残さない」を理念とする行動計画(SDGs)における17ある目標の一つとして「ジェンダーの平等の実現」が掲げられました。

このようなことから男女共同参画社会の実現に向けて、新たな課題に対する町の方向性を示すとともに、前計画の基本理念を継承した上で、施策を総合的・効果的に推進するため、より具体的な実効性のある推進計画として、「かつらぎ町男女共同参画基本計画」を改訂するものです。

## 男女共同参画のあゆみ

昭和20年（1945）・衆院法改正(成年女子に参政権)

昭和22年（1947）・民法改正(家父長制度廃止)

・教育基本法公布(男女教育機会均等)

・労働基準法公布(男女同一賃金)

【国連婦人の十年(1976年～1985年)】

昭和51年（1976）・民法改正(離婚後の氏を選択自由)

昭和55年（1980）・「女子差別撤廃条約」に署名 ・民法改正(配偶者の相続 1/3→1/2)

昭和60年（1985）・「男女雇用機会均等法」公布

平成4年（1992）・「育児休業法」施行

平成6年（1994）・ 総理府に「男女共同参画室」「男女共同参画審議会」「男女共同参画推進本部」  
設置

平成11年（1999）・「男女共同参画社会基本法」公布・施行

平成12年（2000）・「男女共同参画基本計画」策定

平成13年（2001）・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」制定

平成17年（2005）・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定

平成19年（2007）・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」「仕事と生活の調和推進のための  
行動指針」策定

平成22年（2010）・「男女共同参画基本計画(第3次)」策定

平成26年（2014）・内閣に「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置

平成27年（2015）・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布

・「男女共同参画基本計画(第4次)」策定

・「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択

平成30年（2018）・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行

令和2年(2020)・「男女共同参画基本計画(第5次)」策定

## (2) 計画の目的

この計画は、すべての人が、性別にとらわれることなく、その個性や能力が十分に発揮され、家庭、地域、職場等のあらゆる分野に責任を持って参画でき、多様な生き方を自由に選択し、豊かさを楽しむことができる社会の実現を目指して、実効性のある施策の推進を図っていくことを目的とします。

## (3) かつらぎ町の目指す男女共同参画社会の姿

男女共同参画に対する意識を醸成し、すべての人が性別にとらわれることなくあらゆる分野に参画し、自分らしくいきいきと生活できる社会を目指します。

かつらぎ町が目指す男女共同参画社会の姿は次のとおりです。

男女が社会の対等な構成員として

- 性別による差別や偏見がなく、それぞれの個性や能力が十分に発揮できる社会
- 子ども、高齢者、障害者などのあらゆる社会的弱者に対しての人権侵害行為を根絶し、互いの人権が尊重される社会
- 家事や育児、介護等の家庭内での役割について、家族が互いに責任を分かち合い、各々が自分らしい生き方を選択できる社会
- 政策や方針決定の場など、あらゆる分野に対等の立場で参画でき、多様な意見が反映される社会

## (4) 計画の基本理念

日本国憲法の基本的人権は「個人の尊重」「両性の本質的平等」「法の下での平等」を理念として、あらゆる差別を禁止し、「侵すことのできない永久の権利」であるとしています。

また、男女共同参画社会基本法は「男女の人権の尊重」「社会における制度又は慣行についての配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「国際的協調」の5つの基本理念のもと、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会の形成を総合的・計画的に推進することを目指しています。

かつらぎ町では、これらを基に「かつらぎ町男女共同参画計画の基本理念」を次のとおりとします。

『いつでも』、『どこでも』、笑顔の花咲く かつらぎ町

## (5) 計画の基本目的

基本理念に沿って、次の4つの基本目標を設定し、取り組みを推進します。

- 基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくりと社会づくり
- 基本目標Ⅱ 男女が安心・安全に暮らせるまちづくり
- 基本目標Ⅲ 男女がともに働きやすい環境づくり
- 基本目標Ⅳ 男女間のあらゆる暴力のない社会づくり

## (6) 重点施策

本計画では、それぞれの基本目標を達成するため、次の14点を重点施策として取り組みます。

### 【基本目標Ⅰ】

- I-1 広報・啓発の推進
- I-2 学校教育等における男女平等に関する保育、教育、学習の推進
- I-3 男女共同参画の意識を高める生涯学習の充実
- I-4 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進

### 【基本目標Ⅱ】

- II-1 防災分野における女性参画の拡大
- II-2 高齢者福祉の充実と社会参加の促進
- II-3 障害福祉の充実と社会参加の促進
- II-4 生涯を通じた健康づくりの推進

### 【基本目標Ⅲ】

- III-1 社会における均等な機会と職場における差別のない待遇の確保
- III-2 ワーク・ライフ・バランスを推進する条件や制度の整備充実
- III-3 子育て支援の充実

### 【基本目標Ⅳ】

- IV-1 女性に対する暴力の根絶に向けた基盤づくりと社会的認識の徹底
- IV-2 ドメスティック・バイオレンス(DV)対策の推進
- IV-3 ハラスメント及びストーカー行為防止対策の推進

## (7) 計画の期間

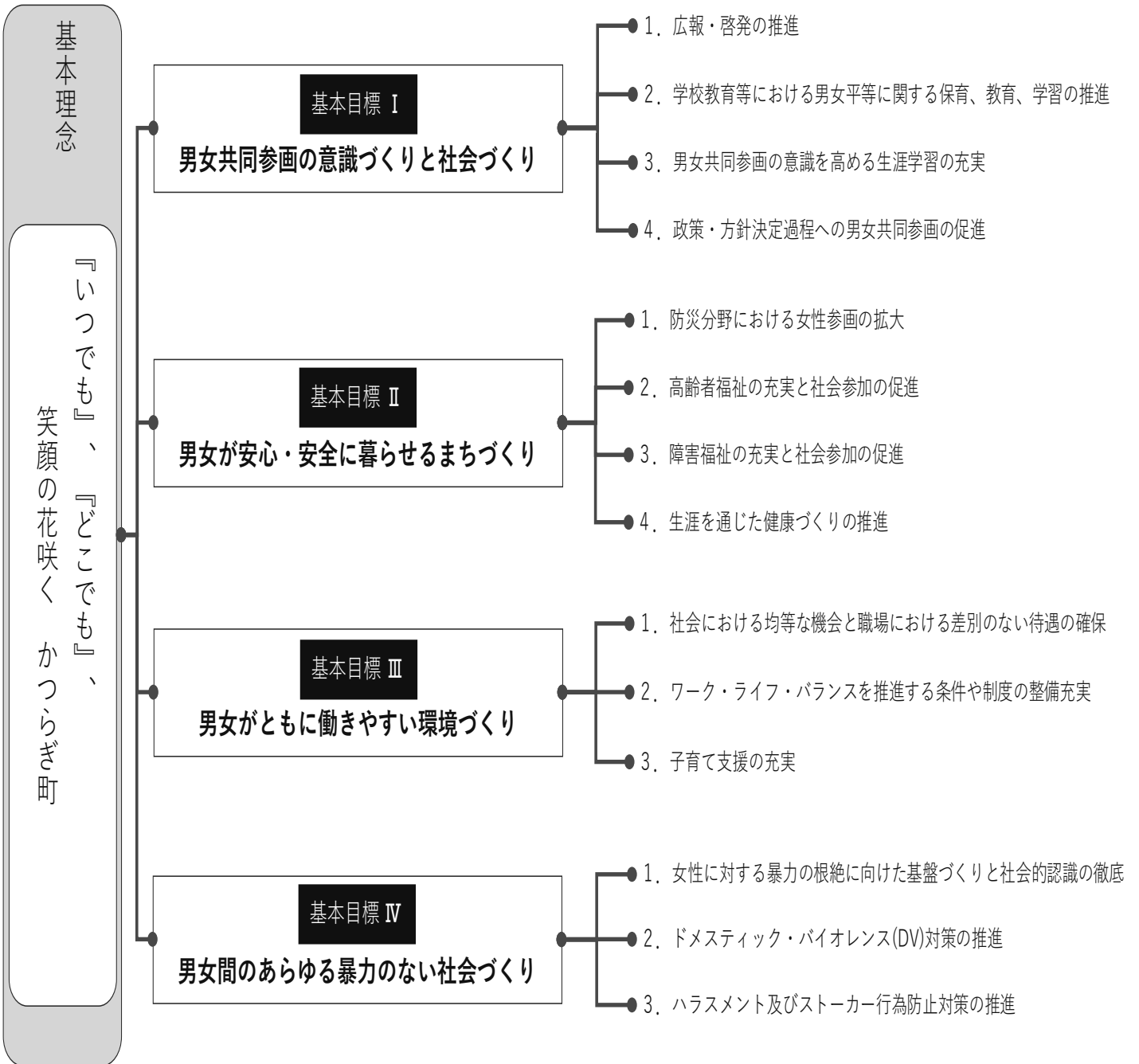
この計画は、令和4年度から令和13年度までの10年間の計画とします。ただし、国内外の情勢の変化や国の制度等の改正等により、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

## (8) 計画の性格・位置付け

- ①本計画は、町の上位計画である「かつらぎ町長期総合計画」の分野別計画として、他の計画との整合性を図りながら、男女共同参画社会の実現を目指す事業計画です。
- ②本計画は「男女共同参画社会基本法」の第14条第3項に基づく「当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(市町村男女共同参画計画)」とします。
- ③本計画の基本目標Ⅲに掲げる施策については「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」とします。
- ④本計画の基本目標Ⅳの体系中、重点施策2に掲げる施策については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」とします。



(9) 計画の体系



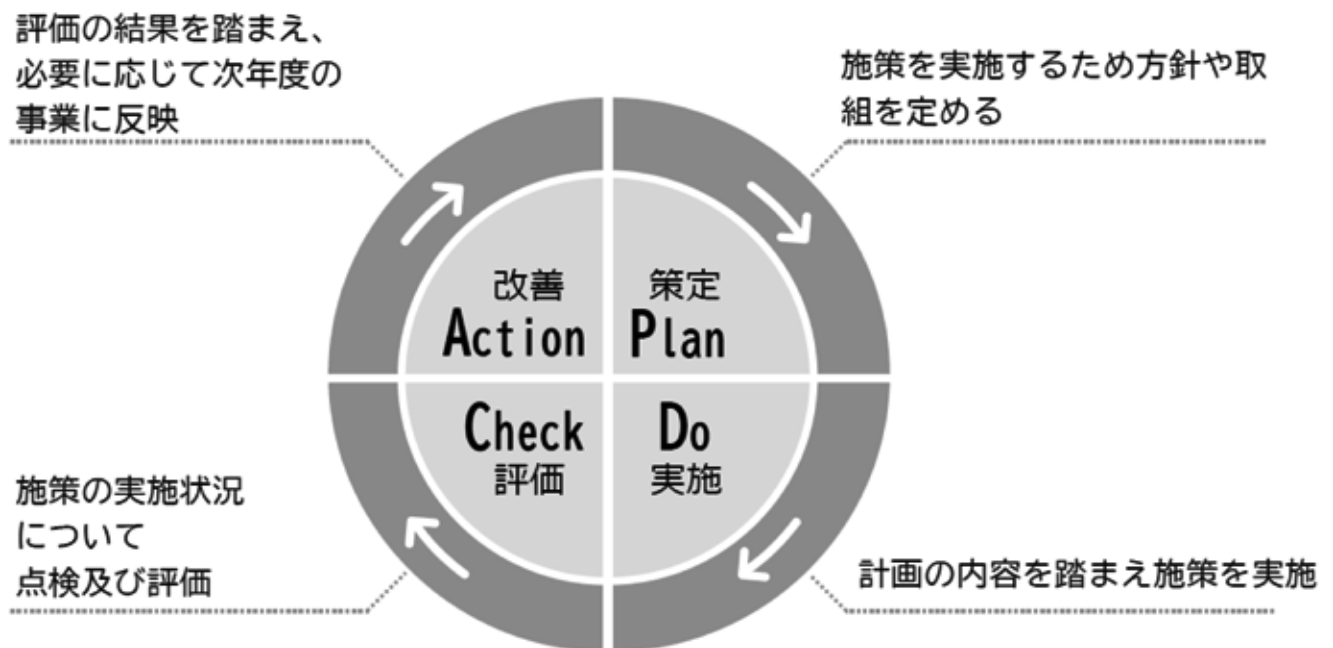
## (10) 計画の推進について

本計画を効果的かつ実効性のあるものとするため、計画の進捗状況を定期的に確認し、計画の進行管理を行います。また、国や県などの関係機関と連携を図り、各機関の取り組み状況の把握に努めます。

施策の効果などの検証・評価にあたっては、PDCAサイクルの考えに基づき、実施方法などの見直しを行います。評価結果については、庁内で共有し、次年度以降の施策の推進へ生かします。

今後引き続き、町政全般に男女共同参画の視点が組み入れられるよう、施策の総合的な調整を行い、男女共同参画社会の実現に向けた本町の計画的な取り組みを進めます。

### PDCAサイクルのイメージ



## 2. 計画の内容

### 基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくりと社会づくり

#### 重点施策1 広報・啓発の推進

男女共同参画社会の実現にむけ、広報紙や啓発冊子などを通じて社会通念・慣行・しきたりなどを見直すきっかけとなるような広報・啓発に努めます。

また、広報・啓発を通じて、性別や子ども、高齢者、障害のある人、外国人住民、性的少数者などに関する幅広い人権尊重意識を身近に感じる社会を目指します。

重点施策	1 広報・啓発の推進	担当課
具体的施策	広報紙等による男女共同参画に関する啓発活動の推進	生涯学習課
	男女共同参画の視点に立った各種講座等の広報	生涯学習課
	町内の各種団体と連携した広報啓発活動の推進	生涯学習課
	書籍、パンフレット、啓発 DVD 等の有効活用	生涯学習課

#### 高校生インタビューより

家では父が兄には厳しいです。「男は女を守る立場だから強くなければならない」と言われます。

(問) 家庭で「男の子らしく」や、「女の子らしく」と言われたことがありますか？

僕はあまり言われたことはありません。家事もみんなで分担していますし、家では自分の分だけでなく家族の分も料理を作ることがあります。

今は料理ができる男子の方がもてるよね。

#### 女性団体インタビューより

昔の主婦は、外にでかける時は家の人に聞いてから決めていました。同居していたこともあり、姑にも気を使い、祭りの練習でも家から出にくかったです。子育てに関しても、男の子らしく、女の子らしくと同居の親から言われたことを思い出します。

70代女性

## 重点施策2

## 学校教育等における男女平等に関する保育、教育、学習の推進

男女の人権が尊重され、男女平等を実現するためには、次世代を担う子どもたちへの家庭・地域・学校などにおける、人権尊重や男女平等に関する学習・教育が不可欠であり、特に、家庭・学校が果たす役割は大きなものがあります。

「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的性別役割分担意識もまだまだ根強く残っているため男女平等を推進する学習機会の充実、男女共同参画社会を築くために重要なものとなります。

また、差別のない個人が尊重される社会を築くためには、発達段階に応じた子どもの頃からの社会的・文化的な性差にとらわれない教育が必要です。

重点施策	2 学校教育等における男女平等に関する保育、教育、学習の推進	担当課
具体的施策	学校教育を通じた男女共同参画への理解	教育総務課
	人権と個性が尊重される教育の充実	教育総務課
	学校教育を通じた固定的な性別役割分担意識の改善	教育総務課

### 高校生インタビューの様子



(問) 学校生活で、昔と今と変わってきていることはありますか？

昔の名簿は男子が先、女子が後でしたが、今は男女別ではなく全体で名前順になっています。

制服が女子でもスラックスが選べるようになりました。スラックスを選んでいる女子もいます。選択できることは良いことだと思います。

## 高校生インタビューより

(問) 学校の授業で、男女共同参画について学んだことはありますか？

2年生の家庭科で、男女共同参画について学びました。男女共同参画とは、男女が等しく社会参加することだと思います。

3年生の進路指導の中で、生涯収入について教わりました。その中で、女性の高卒の収入が、男性に比べて少ないことを教えてもらい、まだ男女格差が残っていると感じました。  
男女の差ではなく、働きに応じた金額を支払うべきだと思いました。

現代社会で、これからは女性ができる職業が増え社会進出が進むと習いました。春から消防士になりますが消防も女性が増えるのでしょうか。

### 重点施策3

### 男女共同参画の意識を高める生涯学習の充実

男女共同参画の視点に立った法律や制度の整備が進むとともに、女性の地位向上や男女平等に対する意識にも変化がみられ、女性の社会進出や男性の家事などへの参加も増えてきました。しかし、女性活躍の“壁”として“性別に基づく固定的な役割分担による社会通念、習慣、しきたり”がいまだに残っており、女性活躍が声高に言われるものの、十分な実感が得られていないというのが現実です。

本町でも近年女性の就業率は増加していますが、主たる稼ぎ手は男性といった役割分担意識もまだまだ見受けられます。このようなアンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)が社会生活の中で依然として存在し、大きな障壁となっています。アンコンシャス・バイアスは長い時間をかけて形成されるということもあり、幼い頃から性別に基づく固定観念を生じさせないことが重要になってきます。

男女共同参画社会の実現のためには、こうした固定観念を解消し、男性も女性も互いに尊重し、男女共同参画についての正しい知識をもち、誰もがその必要性を理解できるように、学習活動を推進していく必要があります。

重点施策	3 男女共同参画の意識を高める生涯学習の充実	担当課
具体的施策	生涯を通じた学習機会の提供	生涯学習課
	家庭・地域等における男女共同参画を促進する学習の充実	生涯学習課
	固定的性別役割分担意識見直しのための生涯学習の支援	生涯学習課
	男女共同参画に関する意識調査の実施	生涯学習課



男女共同参画の意識を高めるために、ジェンダーに敏感な市民を育成する学習機会の提供が求められます。インターネットやSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)はとても便利で、わたしたちが生活するうえでなくてはならないものになりつつありますが、メディアから発信される情報は、意識をしないと生活の中でジェンダーバイアスの「すりこみ」となる危険性もあります。

生涯学習の視点から情報が氾濫する現代社会において、情報リテラシー(さまざまな種類の情報源の中から必要な情報にアクセスし、アクセスした情報を正しく評価し、活用する能力)の育成が課題です。

(男女共同参画基本計画策定アドバイザー)

## 重点施策4

## 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進

男女が共に対等な立場で、政策・方針等の意思決定過程に参画していくことは、男女共同参画社会を実現する上で最も重要です。

国は、社会のあらゆる分野において、令和2年(2020)までに指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待するという「2020年30%」の目標の達成を目指し、実効性のある積極的改善措置を推進してきました。しかしながら、各分野における達成率は目標に遠く及んでいない現状となっています。

町においても、引き続き、審議会や委員会等への女性の参画を積極的に促進し、多様な意見が町政に反映できるように努めます。また、町職員にあっては、研修等を通じて、男女共同参画意識の啓発に取り組みます。

重点施策	4 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進	担当課
具体的施策	審議会などへの女性の参画の拡大	関係各課
	女性委員比率の達成度のチェック及び公表	生涯学習課
	男女共同参画に関する職員研修の充実	総務課
	町職員における女性の人材育成の推進	総務課

### (かつらぎ町職員状況)

○係長級に占める女性職員の割合(毎年4月1日現在)

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	平均値
係長級	48 人	46 人	47 人	50 人	58 人	49.8 人
うち女性係長級	15 人	15 人	15 人	16 人	18 人	15.8 人
女性係長級比率	31.3%	32.6%	31.9%	32.0%	31.0%	31.7%

○各役職段階に占める女性職員の割合(令和 3 年 4 月 1 日現在)

	男性	女性	女性割合
参事級	4 人	0 人	0.0%
課長級	19 人	2 人	9.5%
課長補佐級	11 人	8 人	42.1%
係長級	43 人	16 人	27.1%

※課長級には主幹、課長補佐級には副主幹、係長級には主任を含みます。

## 高校生インタビューより

(問) こんな社会になったらよいと思うことはありますか？

政治家や首相は男性ばかりで女性がない(少ない)のは、なぜ?と思う。

女性は子どもを産んで、育児の大半を担っていることが多いが、子どもを育てることに対する支援が少ない。代表者に女性が増えないと、意見が出ないし届かないのではないか。子育てが苦しいというニュースの原因は、女性の代表者が少ないことにあるのではと思う。

これから社会人になるので、結婚した時、男性が育児するために休みやすいように、社会の意識も変わってほしいと思います。育児に関しても女性だけに負担をかけず男性も担っていきたいです。

## 女性団体インタビューより

昔は男の人がえらいという感じだった。今でも区長さんは男性しかいない。

地域のことは女性の方が詳しいと思いますが。

70代女性



## 基本目標Ⅱ 男女が安心・安全に暮らせるまちづくり

### 重点施策1 防災分野における女性の参画拡大

非常時には、日頃の固定的な性別役割分担意識が一層現れやすいといわれていることから、平常時から男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが必要です。過去の震災では、避難所の責任者の多くが男性であり、女性には家事・子育て・介護等が集中するなどの問題が明らかになっています。

また、意思決定過程への女性の参画が十分にできていなかったことから、さまざまな意見が、反映されず、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題が浮き彫りになりました。一人ひとりが災害時の担い手として個性と能力を発揮することができれば、多様な人々への配慮が行き届く避難所運営や、地域の復興、生活再建などに迅速に取り組むことができます。令和2年5月に内閣府男女共同参画局が作成した「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」を踏まえ、災害に備えて、防災分野への女性の参画を促進することで意識の醸成を図り、女性の意見を取り入れた災害対応の強化に結び付けていく必要があります。

重点施策	1 防災分野における女性の参画拡大	担当課
具体的施策	防災知識の普及・訓練	危機管理課
	地域防災活動への女性の参画の促進	危機管理課
	様々な視点を取り入れた防災対応	危機管理課
	女性・高齢者等にやさしい防災体制の整備	危機管理課
	要配慮者防災計画の整備	住民福祉課、危機管理課

#### 女性団体インタビューより

自主防災組織に女性が少ないように思います。  
あて職が多いから、男性が多くなってしまいうようですね。

70代女性



南海トラフ地震（昭和東南海地震（昭和19年）及び昭和南海地震（昭和21年））が発生してから70年以上が経過し、次の南海トラフ地震発生の切迫性の高まりが指摘されています。平常時から男女共同参画の視点で防災を捉えた施策を講じるとともに、意思決定過程への女性の参画を推進しておく必要があります。

災害時における避難所運営等に男女が共同して取り組めるよう啓発を推進し、防災・危機管理の担当課と男女共同参画の担当課が、平常時から、より密接に連携・協働することが、防災分野における男女共同参画の視点の強化のために重要です。

（男女共同参画基本計画策定アドバイザー）

## 重点施策2

## 高齢者福祉の充実と社会参加の促進

ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯の増加に伴い、認知症介護をはじめとした老老介護や孤独死への対策が喫緊の課題となっています。地域包括支援センターを中心とした地域包括ケアシステムを構築し、高齢になっても住み慣れた家庭や地域で安心して生活することのできる共生社会の実現を目指します。

現在、介護の担い手の状況をみると、家庭内での主な介護者の多くは女性です(令和2年度男女共同参画に関する県民意識調査報告書:和歌山県より)。また、少子高齢化の進行や共働き世帯の増加とともに男性も介護の担い手となる状況も増えてくることが考えられます。

今後は、介護の負担が女性だけに偏ることがなく、働きながら、あるいは学びながら家族を介護する人の負担を軽減でき、また、介護によって離職せざるをえない状況にならないように、介護サービスの利用を支援するなどし、介護者も被介護者も安心して暮らせる社会の実現を目指します。

重点施策	2 高齢者福祉の充実と社会参加の促進	担当課
具体的施策	高齢者が安心して生活できる環境づくり	健康推進課
	高齢者の健康・生きがいづくりの推進	健康推進課、生涯学習課
	介護サービス利用の支援	健康推進課

### 女性団体インタビューより

夫の親を介護することになったとき、共働きであったが私が介護を担当していました。夫が退職したことを機に介護を担当してくれるようになり、夫婦二人で親の状況が理解できるようになり良かったと思います。

60代女性

### 公民館での講座・サークル活動の様子



手芸講座



太極拳サークル

### 重点施策3

### 障害福祉の充実と社会参加の促進

障害の有無にかかわらず国民の誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会を実現するため、政府は「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」に基づき、障害者、高齢者、妊婦や子ども連れの人を含む全ての男女が社会の活動に参加・参画し、社会の担い手として役割と責任を果たしつつ、自信と喜びを持って生活を送ることができるよう、ハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に取り組んでいます。

しかしながら、まだまだ社会全体を見てみると十分な環境とはなっていない部分もあり、今後もバリアフリー環境の整備、まちづくり、都市公園、交通機関、道路交通環境等高齢者や障害者等が自立しやすい社会基盤の整備を推進する必要があります。

重点施策	3 障害福祉の充実と社会参加の促進	担当課
具体的施策	障害者の生活の安定と自立のための支援	住民福祉課
	障害者が安心して生活できる環境づくり	住民福祉課
	障害者の健康の維持と増進	住民福祉課

### 重点施策4

### 生涯を通じた健康づくりの推進

男性も女性も生涯にわたって健康な生活を送り、互いに身体的性差を十分に理解し合い、思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の前提となるものです。特に女性には妊娠・出産の可能性があり、思春期から更年期・高齢期にかけて男性とは異なる健康上の問題に直面するため、特別な配慮が必要となります。子どもを産むか産まないかなどを女性が自己決定できるように、社会全体がリプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康/権利)について十分に理解し、認識を深めることも重要となります。心身及びその健康について正確な知識や情報を入手し、主体的に行動し、健康を享受できるようにしていかなければなりません。

本町においては、平成25年度に体も心も健康で、いきいきと幸せになれるまちを実現するために「健康寿命日本一宣言」を行いました。

今後、生涯にわたり男女の健康づくりをさらに推進していくためには、関係部署との連携を強化し、心身ともに自分らしくいきいきと幸せに暮らせるように施策を実施していく必要があります。

重点施策	4 生涯を通じた健康づくりの推進	担当課
具体的施策	高齢者の健康・生きがいづくり	健康推進課、生涯学習課
	スポーツ活動の充実	生涯学習課
	健康に関する情報提供及び意識啓発の推進	健康推進課
	妊婦健診、がん検診等の充実	健康推進課
	不妊治療の充実	健康推進課
	健康相談の充実	健康推進課

○公民館での健康講座の様子



## 基本目標Ⅲ 男女がともに働きやすい環境づくり

### 重点施策1

### 雇用における機会均等と職場における差別のない待遇の確保

男女雇用機会均等法などの法令の周知を図るとともに、男女の賃金格差、昇進・昇格の格差の是正などについて事業所などに働きかけ、管理職を含む企業の意識改革に向けた啓発を行い、労働者が性別により差別されることなく、仕事と家庭生活が両立しやすい職場づくりを推進します。

また、パートタイム労働・派遣労働・在宅ワークなど、多様な労働形態について理解を深められるよう、商工会を通じ、研修の開催の働きかけや全国や県内の優良事例を紹介するなど啓発を行います。

重点施策	1 雇用における機会均等と職場における差別のない待遇の確保	担当課
具体的施策	男女共同参画の視点からのハラスメント防止の推進	生涯学習課
	育児・介護休業制度の普及・啓発	生涯学習課
	労働相談の周知	産業観光課
	事業所等への雇用環境・待遇、多様な働き方についての意識啓発	産業観光課

### 育児休暇を取得した男性職員のインタビューより

初めての出産で、実家に帰らず親の支援も受けることができない状況であったため、上司へ相談して、育休を3か月とることにしました。元々家事はやっていたので、その延長として捉え、妻が子育て、自分が家事というような分担にしています。

男性が育休を取ることは、世間的にはまだ浸透していないと感じています。友人にも「なぜ育休とっているの？奥さんがいるのに」と問われました。

自分も、実際に休むと決まった後、自分が休むことで「迷惑をかけているのではないか？」と感じることもありました。

より男性の育休を取りやすくするなら、上司の方から「育休は取る必要がないか？」と聞いてもらえたら育休を取りやすくなるのではと思います。

30代男性

## 重点施策2

## ワーク・ライフ・バランスを推進する条件や制度の整備充実

男女共同参画社会を実現していくためには、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進していかなければなりません。今後、男女が共に仕事と家庭、その他の活動と調和のとれた生活を送るためには、「働き方と暮らし方の変革」が求められます。

改正育児・介護休業法は平成29年に施行されましたが、家庭に仕事を持ち込めない、職場に迷惑をかけたくないという意識により、休業ではなく、離職せざるを得ない状況になるケースもみられます。

また、コロナ禍にある令和2年には、新しい生活様式が求められ、時差出勤やフレックスタイム制、テレワークや在宅勤務制度が社会的にも浸透しました。その結果、女性への家事負担の増加やシャドウワーク(見えない仕事)の存在が、浮き彫りになりました。多様で弾力的な働き方ができるような支援を継続し、誰もが仕事と生活の調和のとれた社会を実現することをめざす必要があります。

重点施策	2 ワーク・ライフ・バランスを推進する条件や制度の整備充実	担当課
具体的施策	ワーク・ライフ・バランスに関する周知・啓発	産業観光課、 生涯学習課
	多様な働き方と暮らし方の促進	生涯学習課

### 女性団体インタビューより

家族で農業をしています。

夫婦とも同じように作業をした後、家に帰ると男の人は座ってしまうのに、女性は家の仕事が続きます。

なぜでしょうか？

70代女性

## 重点施策3

## 重点施策3 子育て支援の充実

働きたい人が性別にかかわらずその能力を発揮でき、仕事と育児の家庭生活を両立できるようにすることは、将来にわたり活力ある経済社会を維持するためにも、男女が安心して子どもを産み育て、家族としての責任を分かち合える社会を形成するうえでも、非常に重要な課題となっています。

「男女が働きながら、家事や子育てを両立できるような支援、サービスを充実させたい」という声も多くあり、家事等を分担しながら、仕事と家庭の両立が出来るよう、保育など社会的支援体制を拡充するとともに法や制度による休業を取得しやすい職場の環境づくりや労働時間の見直しなど、家庭生活にゆとりのある働き方が望まれています。

働きながら子育てを両立するため、保育サービスの充実等、環境の整備を図るとともに、働きやすい職場づくりへの支援について取り組みを進める必要があります。

重点施策	3 子育て支援の充実	担当課
具体的施策	保育事業及び子育て支援事業の充実	健康推進課、教育総務課
	男性の子育てへの参画の促進、育児休暇の取得促進	生涯学習課
	子育てネットワークの充実	健康推進課、教育総務課、 生涯学習課
	体調不良児対応保育事業の実施	教育総務課
	延長保育事業及び一時預かり事業の充実	教育総務課
	発達支援保育事業の充実	教育総務課
	放課後児童健全育成事業の充実	教育総務課
	子育てに関する相談体制の充実	健康推進課、教育総務課

### 女性団体インタビューより

今は核家族で共働きが多いから、二人で協力して子育てするしかないですね。最近は男の人が子どもを抱っこしている姿をよく見かけます。昔はあまりなかったように思います。良い時代になったと思いますね。

70代女性



男性の育児休暇については、制度が整っているにもかかわらず利用率の低さが指摘されています。職場において、パタニティ・ハラスメントという育休や時短勤務、フレックス勤務など育児に関する勤務申請をする男性に対して、仕事上のいやがらせ行為が見られることも問題です。男女が共に家事や育児を分担し、安心して子育てできる環境づくりが大切です。

さまざまな行政サービスと共に子育てネットワークの強化や地域コミュニティの世代間交流を含めた住民同士の関係構築など、柔軟な子育て支援の輪が広がっていくことが理想的な姿です。

(男女共同参画基本計画策定アドバイザー)

## 基本目標Ⅳ 男女間のあらゆる暴力のない社会づくり

### 重点施策1 女性に対する暴力の根絶に向けた基盤づくりと社会的認識の徹底

女性だけでなく子ども・高齢者などに対する暴力は、重大な人権侵害であり、決して許される行為ではありません。男女共同参画を進める上でも克服すべき重要な課題です。

近年、セクシュアル・ハラスメントや性暴力などの性被害の経験を告発する「#MeToo」運動がSNSを中心に話題となり、女性への暴力に関する問題の根深さが露呈され、これらの暴力の根絶を求める声が広がっています。

また、その背景には、男女の固定的役割分担意識や経済力の格差、上下関係などの男女の置かれている構造的な問題が存在し、被害者は周囲に打ち明けづらいため、暴力が潜在化しやすく、被害が深刻化する傾向があります。そのため、支援を必要とする女性などが誰一人として取り残されないことが求められます。

重点施策	1 女性に対する暴力の根絶に向けた基盤づくりと社会的認識の徹底	担当課
具体的施策	暴力の根絶に関する啓発活動の推進	生涯学習課
	関係機関との連携による相談体制の充実	住民福祉課、 健康推進課
	性暴力やDVに関する相談体制の充実	住民福祉課

### 重点施策2 ドメスティック・バイオレンス（DV）対策の推進

安心して生活できるはずの家庭内や親密な関係の中で起こるDV(配偶者などからの暴力)は周囲からの発見が難しく、潜在化、深刻化しやすいという特徴があります。若い世代においては、恋人からの暴力(デートDV)も社会的な問題となってきています。加害者・被害者がどのような間柄にあるかに関わらず、人権侵害である暴力は決して許されるものではありません。また、暴力の被害者は、その後、心身の不調から就労が困難となったり、離婚後に経済的に困窮するなど、暴力被害と生活困窮が複合的に起こる場合もあります。

配偶者からの暴力以外に、児童虐待や高齢者虐待が社会問題となっています。こうした問題を予防、早期発見、対処するためにも、あらゆる暴力を容認しない社会的環境づくりの啓発を進め、関係機関と連携し、相談・支援体制を整えます。

重点施策	2 ドメスティック・バイオレンス(DV)対策の推進	担当課
具体的施策	パートナーに対する暴力に関する啓発活動の推進	生涯学習課
	人権、母子及び父子家庭等の相談窓口の充実	住民福祉課、教育総務課
	関係機関と協力した被害者の自立支援の推進	住民福祉課、教育総務課、 生涯学習課
	性暴力やDVに関する相談体制の充実	住民福祉課
	DV家庭の子どもへの支援	教育総務課

### 重点施策3

### ハラスメント及びストーカー行為防止対策の推進

ハラスメントとは様々な場面での嫌がらせやいじめのことで、個人の尊厳と人格を不当に侵害する絶対に行ってはならない行為です。

セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、モラル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントなど、職場における各種ハラスメントの防止に向けて、事業所などにハラスメントに対する意識喚起を含め、働きやすい環境を創るよう働きかけます。

また、近年はストーカー被害が増加傾向にあるため「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(ストーカー規制法)などの周知に努めます。

重点施策	3 ハラスメント及びストーカー行為防止対策の推進	担当課
具体的施策	男女共同参画の視点からのハラスメント防止の推進	生涯学習課
	「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(ストーカー規制法)に関する周知・啓発	生涯学習課
	関係機関と協力した被害者の自立支援の推進	住民福祉課、教育総務課、生涯学習課

#### 【相談窓口】

##### かつらぎ町

- かつらぎ町役場(住民福祉課、健康推進課) TEL0736-22-0300(代表)
- かつらぎ町児童虐待相談ダイヤル TEL0736-22-8877
- かつらぎ町地域包括支援センター TEL0736-22-2322
- かつらぎ警察署 TEL0736-22-0110

##### 和歌山県

- 和歌山県男女共同参画センター“りいぶる” TEL073-435-5246
- 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター(女性相談課) TEL073-445-0793
- 性暴力救援センター和歌山「わかやまmine」 TEL073-444-0099
- 警察総合相談 TEL#9110



暴力、DV、ハラスメントの行為等は人権を著しく侵害するものであり、絶対に許されるものではありません。しかしながら、状況によっては加害者を擁護する人が少なからずいることも事実です。

DVは、心身の健康に大きな影響を及ぼし、被害者の多くは、心的外傷後ストレス障害(PTSD)に苦しみ続けます。

また、面前DV(子どもの見ている前での夫婦間暴力)は、子どもへの心理的虐待にあたります。行政の施策展開はもとより、一人ひとりが「暴力」を許さないという強い意思を持ち、見て見ぬふりをせず当事者性を持って支援の輪に加わることが求められます。

(男女共同参画基本計画策定アドバイザー)



### 3. 男女共同参画関連用語の説明

#### 【あ行】

##### アンコンシャス・バイアス

育つ環境や所属する集団のなかで知らず知らずのうちに脳にきざみこまれ、潜在的に持っているバイアス（先入観、思い込み、決めつけ）のこと。

##### 育児・介護休業法(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律)

育児及び家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援することによって、その福祉を増進するとともに、あわせて、経済及び社会の発展に資することを目的として策定された。

#### 【か行】

##### 固定的性別役割分担

男女を問わず個人の能力などによって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、性別を理由として、役割を固定的に分けること。

#### 【さ行】

##### ジェンダー

社会的・文化的に作り上げられた性別のこと。男性ないし女性にとってふさわしいと考えられている役割・思考・行動・表象全般を指す。

##### 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章

仕事と生活の調和と経済成長は車の両輪であり、若者が経済的に自立し、性や年齢などに関わらず誰もが意欲と能力を発揮して労働市場に参加することは、国の活力と成長力を高め、ひいては、少子化の流れを変え、持続可能な社会の実現にも資することとなる。そのような社会の実現に向けて、国民一人ひとりが積極的に取り組めるよう、仕事と生活の調和の必要性、目指すべき社会の姿を示し、新たな決意の下、官民一体となって取り組んでいくため、政労使の合意により本憲章が策定された。

##### 仕事と生活の調和推進のための行動指針

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」で示された「仕事と生活の調和が実現した社会」を実現するため、企業や働く者、国民の効果的な取り組み、国や地方公共団体の施策の方針を定めたもの。

##### シャドウワーク

家事、育児、介護、地域活動など賃金や報酬が支払われない無償労働や活動のこと。

## 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため制定された法律。女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主(国や地方公共団体、常時雇用される労働者の数が301人以上の民間企業など)に義務付けられている。

## ストーカー

人を執拗に追跡したり、よって相手を悩ませたり怖がらせる人などつきまといをする人のこと。

## セクシュアル・ハラスメント

職場などで、相手の意思に反して不快や不安な状態に追い込む性的な言動のこと。通称「セクハラ」。

## 【た行】

### 男女共同参画社会基本法

男女が、互いにその人権を尊重しつつ、能力を十分に発揮できる男女共同参画社会実現を推進するべく制定された法律。家庭生活だけでなく、議会への参画や、その他の活動においての基本的平等を理念とする。

### 地域包括支援センター

介護保険法第115条の46第1項に基づき、被保険者を対象とした包括的支援事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するための拠点。

### 地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域でその有する能力を最大限に発揮し、自立した生活を送ることができるまちとするために、保健・医療・福祉・介護・住まいを、多職種の連携と住民同士の支え合いにより包括的に確保するための体制。

### ドメスティック・バイオレンス

同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力のこと。近年では婚姻の有無を問わず、元夫婦や恋人など近親者間に起こる暴力全般を指す場合もある。通称「DV」。

### デートDV

交際中の若いカップル間に起こる暴力のこと。身体的暴力だけではなく、精神的暴力や経済的暴力、性的暴力などデートDVにはいろいろな形がある。

## 【は行】

### 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

配偶者等からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者等からの暴力及び被害者の保護を図ることを目的として制定された。通称「DV防止法」。

### パタニティ・ハラスメント

男性労働者の育児休業の取得や、育児のための短時間勤務制度の利用を、会社や上司が妨げる行為。

### バリアフリー

対象者である障害者を含む高齢者等が社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や、精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障害を取り除いた事物及び状態。

### パワー・ハラスメント

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。

## 【ま行】

### マタニティ・ハラスメント

妊娠・出産に伴う労働制限・就職制限・産前産後休業・育児休業によって業務上支障をきたすという理由で、精神的・肉体的な嫌がらせを行う行為。

### モラル・ハラスメント

言葉や態度などによって行われる精神的な暴力、嫌がらせを行う行為。

## 【や行】

### ユニバーサルデザイン

年齢や能力、状況などにかかわらず、デザインの最初から、できるだけ多くの人利用可能にすることが基本的な考え方となっている。デザイン対象を障害者や高齢者に限定していない点が「バリアフリー」とは異なる。

## 【ら行】

### リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

リプロダクティブ・ヘルスとは、人間の生殖システムおよびその機能と活動過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す。リプロダクティブ・ライツとは、性に関する健康を享受する権利。

## 老老介護

高齢者の介護を高齢者が行うこと。主に65歳以上の高齢の夫婦や親子、兄弟などのどちらかが介護者であり、もう一方が介護される側となるケースを指す。

## 【わ行】

### ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指す。

## 【英字】

### PDCAサイクル

Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)を繰り返すことによって、業務の効率化を目指す方法で、計画から改善までを1つのサイクルとしている。

## 「#MeToo」

「私も」を意味する英語にハッシュタグ(#)を付したソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)用語。セクシュアル・ハラスメントや性的暴力の被害体験を告白・共有する際にSNSで使用される。

## 4. 資料

### 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)  
最終改正: 同十一年一月二日第一六〇号

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者



- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

## かつらぎ町男女共同参画基本計画【第3次】

---

2022年(令和4年)4月発行

発行:和歌山県伊都郡かつらぎ町

編集:かつらぎ町教育委員会生涯学習課

〒649-7192 和歌山県伊都郡かつらぎ町丁ノ町 2160

Tel 0736-22-0303(代表)

Fax 0736-22-7102

---